

○二松学舎大学学生会選挙規約総則

学生会規約第4条より、全ての学生は、学生会長選挙における選挙権・被選挙権を有し、学生投票における投票権を持つ。

本規約は、学生会長選挙及び学生投票における公正を期するために制定するものである。

第1章 選挙管理委員

第1条 選挙管理委員会は、委員長1名と委員2名以上によって構成される。

役員は、学生会執行委員会の任命によって選出される。ただし、学生会役員の兼任は不可とする。

第2条 選挙管理委員会の任期は、4月1日から3月31日までとする。

任務として、公示、投票用紙の作成、開票などの事務処理にあたる。

第2章 学生会長選挙

第3条 選挙の公示は、投票期間の3週間前に行う。

第4条 立候補者の受付は、公示直後から受け付け、投票期間の2週間前を締め切りとする。

第5条 立候補者は、立会演説などを行うことができる。ただし、選挙管理委員の許可を必要とする。

第6条 立候補者が1名の場合は、信任投票を行う。信任は、有効投票の過半数によって成立する。

第3章 投票

第7条 選挙は、全学生の5分の1以上の投票によって成立する。5分の1に満たない場合は、再選挙を行う。再選挙の規程は、そのつど選挙管理委員が定める。

第8条 投票は、1人1票の無記名投票とし、選挙管理委員が定める投票所で行う。

第9条 次の投票は無効とする。

- ・規定の用紙以外を使用した票
- ・白票・及び必要事項以外の無関係な事柄を記載した票

第4章 開票・当選

第10条 開票は、投票期間が終わり次第、選挙管理委員が直ちに行う。作業自体は非公開とする。

第11条 当選は、有効投票数の過半数、または最も得票数の多い者とする。

得票数が同数の場合は、決選投票を行う。

第12条 投票結果は、開票後1週間以内に公示する。

第5章 学生投票

第13条 学生会執行委員会より要請があった場合、学生投票を行う。

学生投票の規定は、そのつど選挙管理委員が定める。

第6章 禁止行為

第14条 選挙・投票における次の行為は禁止とする。

- ・金品の授与
- ・選挙権の譲渡
- ・開票への介入
- ・その他、選挙管理委員が不当であると判断した

行為

第15条 第14条の行為にあつた者に対しては、選挙運動の停止、選挙権、被選挙権の剥奪等の措置を施す。

第7章 補則

第16条 本規約は、学生総会において出席者の過半数の支持を得るか、学生投票において有効投票の過半数の支持があれば改廃することができる。

平成14年5月18日 制定

平成14年6月7日 施行

平成19年5月19日 改訂

平成26年5月31日 改訂